

令和6年4月スタート！



県機関窓口でのキャッシュレス決済



県への申請などの手続きに必要な手数料などを納める際、キャッシュレス決済の利用が可能となります。（なお、領収証紙も引き続きご利用いただけます。）



■本庁では

- ① 県民情報センターで受け付ける申請…**県民情報センター**（1階）
- ② ①以外の各課で受け付ける申請 …**会計課**（1階）

■下記の出先機関では…**各申請等窓口**（または会計窓口）で利用できます。

キャッシュレス決済が可能な出先機関等

県民情報コーナー、県税事務所、県税相談窓口（宗像、遠賀、朝倉、山門）、保健福祉環境事務所、保健環境研究所、食肉衛生検査所、中小企業振興事務所、計量検定所、工業技術センター（化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所）、農林事務所、農林業総合試験場資源活用研究センター、家畜保健衛生所、県土整備事務所

ご利用の流れ

1. 申し込み【申請窓口】

申請書類を申請窓口に提示した際、手数料等をキャッシュレス決済で支払うことを申し出てください。

※本庁各課が受け付ける申請では、窓口の担当者から金額等を記載した「キャッシュレス決済連絡票」をお渡ししますので、納付窓口となる会計課（県庁舎1階）へお越しください。

2. お支払い【納付窓口】

キャッシュレス決済端末で手数料等をお支払ください。

※本府各課から受け取られた「キャッシュレス決済連絡票」は、会計課にお渡しください。

ご利用いただける決済サービス

クレジットカード



電子マネー



コード決済(QRコード/バーコード)



キャッシュレス決済ご利用時の注意点

- ・キャッシュレス決済時、レシート2枚（売上票・取引明細書）を発行します。
レシートの再交付はできませんので、紛失等にご注意ください。
- ・クレジットカードは一括払いのみです。
- ・キャッシュレス決済と現金の併用、キャッシュレス決済同士の併用はできません。
- ・窓口でのチャージはできません。
- ・決済時に領収証は発行できません。